

神宮奉幣使に関する一考察

大宮八幡宮出仕

福 島 神 人

序

第一章 伊勢神宮概観

第一節 「伊勢神宮」とは

第二節 「神宮奉幣使」の歴史概観

第二章 恒例祭使

第一節 「神嘗祭使」の構成

第二節 「祈年・両度月次祭使」の構成

第三章 臨時奉幣使

第一節 「臨時奉幣使」の構成

第二節 「伊勢公卿勅使」の構成

総論として

序

古代、律令制のもと国家の統治がなされていた時代、政治と宗教とはお互い切つても切り離せない存在であった。

そのような時代、伊勢神宮は朝廷から他の宮社とは異なつた扱い、信仰のされたをしていて。その顯著な例が奉幣（班幣）行事である。祈年・両度月次祭の班幣行事では、幣物の量において、神宮・大社・小社の格付けがなされ、伊勢の神宮のみが抜きでていた。また、一社、二社、十六社、二十一社、二十二社奉幣といった奉幣行事においても、必ず対象社にあげられていた。その他においても、平安時代には、神宮には齋宮、賀茂社には齋院がおかれ、遠隔地にありながら伊勢神宮は、朝廷の直接支配を受けた二宮社のうちの一宮であり、『延喜式』においても、神宮は格別に卷数がさかれていた。

このように伊勢神宮は文献にあらわれて後現在に至るまで、そして今後も全国の宮社の上に存在していくものと思われる。そのような伊勢神宮について古代の「奉幣使」の側面から見てみたい。

尚、本論文では、第一章で、国史を中心には、神宮の鎮座、神宮奉幣使の歴史について概観する。次に第二章で律令格式・儀式書・年中行事などの記載を中心に、恒例祭といわれる、神嘗祭・両度月次祭・祈年祭への奉幣使についてその構成を考察。第三章では引き続き、臨時奉幣使の構成について考察していく。

第一章 伊勢神宮概観

第一節 「伊勢神宮」とは

神宮奉幣使について考察していく前に伊勢神宮について多少みておきたい。

『日本書紀』によれば天孫降臨の際天照大神が天忍穗耳尊に「吾兒視此寶鏡」、當レ猶レ視レ吾。可三與同レ床共レ殿、以ニ爲齋鏡」と勅されたことを守り、天皇と共にあった「齋鏡」を、崇神天皇六（紀元前九二）年に「先レ是、天照大神・倭大國魂二神、並ニ祭於天皇大殿乃内」。然畏其神勢、共住不レ安として、崇神天皇が豊鉢入姫命に

託し「倭笠縫邑」に祀つた。その後、垂仁天皇二十五（紀元前五）年、倭姫命に託しなおし、倭姫命は鎮座地を求めて諸国を巡ることになる。そして伊勢国に到つた時、天照大神が倭姫命に「是神風伊勢國、則常世之浪重浪歸國也。傍國可怜國也。欲レ居「是國」と託し、その教えのまま伊勢国に祠を立て、五十鈴の川上に齋宮を興てたのが伊勢神宮の初まりとされている。その後律令時代にいたり、国家的な神祇祭祀において、皇祖神として諸社とは異なる扱いを受けるようになつていくが、それについては直木孝次郎・大西源一・岡田精司などの論文⁽¹⁾がある。ただ、神宮は『延喜式』において特別に卷数をさくなど、國家祭祀上で重要な位置を占めるまでになつてている。従つてこれから考察する「神宮奉幣使」についても、諸宮社とは異なる扱いを受けていることは、周知のとおりである。

第二節 「神宮奉幣使」の歴史概観

次に、神宮奉幣使差遣の歴史をおまかに見ておきたい。

神宮奉幣使と言つても神嘗祭・両度月次祭・祈年祭の四度、毎年差遣される恒例の奉幣使と、公卿勅使を筆頭とする臨時の奉幣使とがあるが、これらはいつ頃から始まり、どのような歴史をたどつたのであろうか。尤も始めたのは神宮鎮座、垂仁天皇二十五（紀元前五）年以降であろう事は言うまでもない。

では文献上、神宮奉幣使の初見はいつであろうか。『神宮年表』によれば、朱鳥七年⁽²⁾たの「新羅ノ調ヲ奉ラル」で、これは『日本書紀』持統天皇六（六九二）年十一月二十四日条、

甲申、遣「大夫等」、奉「新羅調於五社、伊勢・住吉・紀伊・大倭・菟名足」。

の事であろう。しかし『日本書紀』によると、これより前、持統天皇六（六九二）年五月二十三日、二十六日条に、

丁亥、遣「淨廣肆難波王等」、鎮「祭藤原宮地」。庚寅、遣「使者」、奉「幣于四所、伊勢・大倭・住吉・紀伊・大神」。告以「新宮」。

の記事があり、これは『神宮年表』の朱鳥七年の「藤原宮經營奉告」にあたる。以上『日本書紀』『神宮年表』の一

書において、「奉幣」が確認できる内初見例を挙げたが、「日本書紀」によれば、「奉幣」であるかどうか確認できないが、朱鳥元（六八六）年四月二十七日条に、

丙申、遣「多紀皇女・山背姫王・石川夫人於伊勢神宮」。

の記事があり、岩波日本古典文学大系本頭注に「天皇の病氣平癒を祈願するための遣使であろう」と附されている。『日本書紀』によれば神宮への使者差遣はこれが初見であり、差遣の理由からすると何か供物があつたことは十分に考えられる。いずれにしても、神宮への奉幣が正史上見受けられるようになるのは、持統朝の頃からであり、何か事があると神宮が奉幣の対象になつたのであろう。

一般の臨時奉幣は、持統朝の頃から文献上見受けられるが、同じ臨時奉幣である公卿勅使についてはどうであつたのか。『伊勢勅使部類記』によると、天平十（七三八）年五月二十四日、右大臣橘諸兄を差遣したのが最初である。これを『続日本紀』に見ると、同日付、

辛卯、使「右大臣正三位橘宿禰諸兄・神祇伯從四位下中臣朝臣名代・右小弁從五位下紀朝臣宇美・陰陽頭外從五位下高麥太一、賚「神宝二奉二于伊勢大神宮」。

の事であろう。なお『伊勢勅使部類記』には、割注で「遣唐使平安事」と差遣理由が明示されているが、『続日本紀』の岩波新古典文学大系本脚注には、

伊勢太神宮式に「神宝廿一種」の規定があり、続後紀嘉祥二年九月丁巳条に「遣左小弁從五位上文室朝臣助雄等、奉神宝於伊勢大神宮、是廿年一度所奉、例也」とあるのをはじめ、式年遷宮にともなつて神宝を奉獻する記事が諸資料にみえるので、本条の神宝奉獻も式年遷宮との関係が問題となるが、式年遷宮の推定年次（天平元年、天平十九年）と大きく異なり、また嘉祥以後の遣使の官職・位階と比べて非常に高いことなどから、式年遷宮との関係は未詳。

と記されており、「遣唐使平安事」と同趣旨のことは一切述べられておらず、『伊勢勅使部類記』と見解が一致しない。しかし、『神宮年表』の天平十年条に、

右大臣橘諸兄ヲ遣シテ遣唐使ノ平安ヲ祈ラル是ヲ公卿勅使ノ初見トス
とあり、また大西源一著『大神宮史要』においても、

臨時奉幣の内でも、事の重いものは、特に攝政・關白・大臣・大納言・參議・散一位・三位以上の人を以て勅使に充てられ、これを公卿勅使と云つた。其の公卿勅使は聖武天皇天平十年五月、遣唐使の平安を祈請せられるために、右大臣橘諸兄を遣わされたのが最初である。

と述べられており、これらから天平十年の右大臣橘諸兄差遣が公卿勅使の初見、遣唐使平安の祈請が差遣理由であったと思われる。

では、恒例の神宮奉幣使はいつ頃からであろうか。『神宮年表』によれば、神嘗祭奉幣は元正天皇の養老五（七二一）年、六月月次祭奉幣は嵯峨天皇の弘仁二（八一）年、祈年祭奉幣は仁明天皇の承和九（八四二）年にそれぞれ初見としている。これらを国史みると、神嘗祭奉幣は『續日本紀』養老五（七二）年九月十一日条、

九月乙卯、天皇御「内安殿」、遣レ使供「幣帛於伊勢太神宮」。以「皇太子女井上王」為「齋内親王」。

六月月次祭奉幣は『日本後紀』弘仁二（八一）年六月三日条「是日。奉「幣於伊勢太神宮」」、祈年祭奉幣は『續日本後紀』承和九（八四二）年二月四日条「[口]日、遣三[レ]使奉「幣伊勢太神宮及諸社」。祈年也」とそれぞれ確認することができる。文献上、恒例祭使差遣の初見は前述の通りであるが、これより前、養老二（七一八）年撰上の『神祇令』に、

仲春祈年祭謂、祈猶待也、欲令歲灾不作時令順度、即於神祇官祭之、故曰祈年、釋云、祈音渠依反、鄭玄注周禮曰、祈猶待也、謂、為除凶災、別呼吉神以求福於神祇官、憲祭天神地祇、百官、人集、別聚木鶴名爲御年神、祭白猿白雞各一曰也、爲令歲稔祭之、如大歲祭也、於神以下一曰以上、古記之文、謂、於神祇祭、與祈年祭同、即如庶民宅神祭也、釋及季夏月次祭謂、於神祇祭、與祈年祭同、即如庶民宅神祭也、釋及季夏月次祭古記無別、朱云、月次祭、與六月十二月大歲各異也、

季秋神嘗祭謂、神衣祭日便即祭之、釋云、即神嘗祭、謂、神衣祭日
饌食等具祭、宇奈太利、持屋、住吉、津守、古記無別。

季秋季冬月次祭

との記述があり、施行が天平宝字元（七五七）年といえど、恒例祭全て差遣記事の初見より以前に神祇令に記載されており、養老令編纂の性格上、これら恒例祭の起源は大宝令撰上の大宝元（七〇二）年以前にまで遡れるものと思われる。

以上、神宮奉幣使初見記事を通し、神宮奉幣使の始まった時期について推測を交えてみてきたが、初見記事以降恒例祭については少ないながらも神宮奉幣使差遣の記事を各書にみることができ、制度の存続を確認することができる。しかし、応仁元（一四六七）年の応仁の乱頃を界にして、恒例祭の奉幣は途絶え、臨時奉幣についても著しい減少を強いられることになる。そして、以後長きにわたり神宮奉幣を含め朝廷祭祀の衰退が続していくことになる。

第二章 恒例祭使

第一節 「神嘗祭使」の構成

神嘗祭使の構成とは如何なるものであるか。この節では、このことについて考察していただきたい。

さて、神嘗祭使の人員構成がわかるものとして、『延喜式』伊勢太神宮式に、

凡神嘗幣帛使者給レ禄、四位王絹十二疋、徒者八疋五位王十疋、徒者六疋中臣忌部並准レ此、六位以下中臣忌部各八疋、徒者各四

六位已下ト部四疋徒者二疋、若ト部一疋、初位已下三疋、徒者一疋、

とあり、神嘗祭使の手当として王・中臣・忌部・ト部に給禄しており、同書四時祭下にも、

I 右當月十一日平旦、天皇臨一大極後殿奉レ幣、事見儀式其使諸王五位已上、及神祇官中臣忌部各一人給二當色一、執幣

五人、使徒者三人、各給「潔衣布一端」、但齋王初參入之時、設「御座於大極殿」、事見儀式

とあり、王・中臣・忌部の三氏に當色を給祿している。また同書太政官式にも、

II 凡九月十一日、行「幸八省院」、奉「幣於伊勢太神宮」、其使者、太政官預點「五位以上王四人」ト定、大臣奏聞、宣命授「使王」、共「神祇官中臣忌部」發遣、事見儀式

とあり、王を主使として、中臣・忌部とともに差遣すると定めている。尚、ト部の名を伊勢太神宮式・四時祭下・太政官式のうち、伊勢太神宮式にのみ見出せるのは、ト部が四時祭下・太政官式の当該条において、記載の対象外につたためと考えられ、神嘗祭へはト部も差遣されていたであろう。この事は『神祇官年中行事』の、

十一日伊勢例幣也。幣物内藏寮請奏也。使王。外記 中臣 祀主 忌部 氏長ト部 勤之ト部 内官主 使差文 兼日付 外記長官加署。

また『皇太神宮年中行事』の、

同夕部、齋内親王御參宮之間次第又以同前也。但今度ハ宣命ヲ被「造下」例也。官下文也。又四姓使參下也、所謂正親、中臣、忌部、占部等也。

の二条に、王・中臣・忌部・ト部を使者とすると明記していることに確認できる。なお、ここに出できた「正親」とは、『延喜式』卷第卅九正親司より、王のこととわかるので、「所謂正親、中臣、忌部、占部等也。」は「所謂王、中臣、忌部、ト部等也。」と解釈することができる。

以上のことより、少なくとも『延喜式』の編述された延喜の頃から『神祇官年中行事』『皇太神宮年中行事』の編述された建久の頃までの間、神嘗祭使は王・中臣・忌部・ト部の四氏で構成されていたことがわかる。では本当にこの考えが正しいか、さらに詳しく検討していきたい。

神嘗祭使の役目は、九月十六・十七日に豊受宮・皇太神宮で行われる神嘗祭に参向し、夜行われる御食供進神事と

は別に、畠間両宮に朝廷からの幣帛を奉納することであるが、そのときの式次第については『皇太神宮儀式帳』『止由氣宮儀式帳』にみることができる。これによると皇大神宮・豐受宮共に奉幣の次第はほぼ同様で、大神宮司・禰宜を始めとする神宮の祭官と、朝廷から発遣された王・中臣・忌部の三氏で奉仕されている。その式次第を簡単にみてみる。

まず、行列を整え正殿の前まで参進、各自所定の座に着く。次いで中臣が所定の座に進み祝詞を申す。終わって本の座に戻ると、次いで大神宮司が進み出て祝詞を申す。次いで玉串の奉奠。次いで忌部が捧げ持つ幣帛を正殿内に納め、他の幣物を東幣帛殿に納める。次いで礼拝。その後斎内親王を除く諸司荒祭宮（豐受宮は高宮）に参り拝礼。禰宜・内人等を幣帛を納めるため残し、場を移して直会を執り行う。

といった具合になる。この中にト部の名は一度も見出せないが、前述の通り神嘗祭使は王・中臣・忌部、そしてト部の四氏で構成されていたことは疑いようもない。

では何故ト部は記載されていないのか考えてみると、ト部は元来その名が示すように亀トを職としており、亀トを以て神祇官に奉仕していた。しかし、『太神宮諸雜事記』長和二(一〇一二)年九月例幣条などをみると、ト部は祓を勤仕するのが役目であるように記述されており、このことは『神祇令』に「凡六月十二月晦日大祓東西文部上二祓刀」、訖百官男女、聚集祓所、中臣宣祓詞、ト部爲解除」とあること。『延喜式』所載の大祓詞に「四國ト部等、大川道尔持退出氏祓却止宣」とあることなどから確認することができ、ト部が「祓」をも職としていたことがわかる。そして、何より『延喜式』伊勢太神宮式に、

凡祈年、月次祭使參入者、太神宮司ト部祓候多氣河解除、若有闕怠、奪其衣服

とあることが、決定的な証拠である。

詳細は次節「『祈年・兩度月次祭使』の構成」に譲るが、祈年・兩度月次祭使は祭主中臣だけが差遣されていたた

め、伊勢神宮に奉仕するト部が祓をすることになったのである。しかし、伊勢神宮年中最大・最重要な神嘗祭の使者はそうするわけにもいかず、従つてその途次における祓をする役目を中心神祇官に奉仕するト部が勤仕することになり、途次の祓のみが役目であるため奉幣行事の式次第を記述した『延暦両宮儀式帳』にはト部の名が見いだせないのである。

また、神嘗祭をはじめ神宮奉幣使を考えるにあたり、以下の三条は必ず検証してみなければならぬ。それは、

天平二（七三〇）年閏六月十一日の、

閏六月甲午、制、奉_二幣伊勢太神宮_一者、ト食五位已上充レ使。不レ須_二六位已下_一。

天平宝字元（七五七）年六月十九日の、

乙未、始制、伊勢太神宮幣帛使、自今以後、差_二中臣朝臣_一。不レ得レ用_二他姓人_一。

『神祇令』所載の、

凡常祀之外、須下向_一諸社_二供中幣帛上_一者、皆取_二五位已上ト食_一ト食_二惟食洛_一謂、凡ト食、必先墨畫龜、然後灼之、兆願食墨、是爲ト食、釋云、尚畫曰、

者_一宛、唯伊勢神宮、常祀亦同、朱云、未知、當祀祭日、必皆必差使、不答也、

の三条である。効力を有したのは天平二年の規定より神祇令のほうが後だが、神祇令が撰上された養老一（七一八）年には、すでに臨時奉幣使、神宮に関しては常祀を含めて全ての奉幣使に、五位以上者を任用する制度が確立、若しくは確立されようとしていたことがうかがえる。

さて、この三条の中でも天平宝字元年格には疑問を感じずにはいられない。この規定を文面どおりに解釈すると「神宮奉幣使は、以後中臣氏以外の者を任用してはならない」という意味だからである。前述の通り神嘗祭使は王・中臣・忌部・ト部によつて奉仕されることになつていたので、この天平宝字元年格と一致しないことになる。しかし、ここで『皇太神宮儀式帳』『止由氣宮儀式帳』『延喜式』『神祇官年中行事』『皇太神宮年中行事』の祈年祭・六月十二

月月次祭の項をみると、朝廷からのこれら三祭への奉幣使は一人で、祭主という役職にある者が奉仕していることがわかる。そして、『延喜式』伊勢太神宮式に、

其以「神祇官五位以上中臣」任「祭主者」、初年給「稻一萬束」、除レ此之外、不レ得「輒用」、

とあることから、祭主は中臣専任であり、『祭主補任』に、中臣以外任用されたことがないと確認できる。

以上のことから、天平宝字元年の規定は神嘗祭を除く、祈年・両度月次祭に関する規定ではないかとも思われるが、『延喜式』伊勢太神宮式に、

Ⅲ 凡神嘗祭幣帛使、取三王五位已上ト食者「充之」、其年中四度使祭主供之、若有レ故者、取「官并諸司官人、及散位

中臣氏五位已上「充之」、五位已上有故障者、六位亦得、齋王初參時、必用五位已上

とあることから、「其年中四度」つまり神嘗祭・祈年祭・両度月次祭の四度、祭主中臣が遣わされることになつていてことになる。しかし、この条文をよく読むと、「年中四度の祭に祭主を遣わすが、神嘗祭に限つては五位已上のト定された王も遣わす」とも読みとれる。このように解釈した場合、神嘗祭には使者を二重に遣わすことになるが、これは以下のような理由により、妥当なことと思われる。

それは、王・中臣・忌部・ト部の所属の違いに起因する。王はⅡより太政官に属していることがわかり、中臣・忌部はⅠⅡより神祇官に属していることがわかる。そして太政官は政治、神祇官は祭祀を担当しており、祭政一致、祭りや占いを以て政治的決断の一助としていた律令制下においても、祭祀と政治とは別種のものである。そのような性格の違う二官を全く同じに運用することはできない。自から律令格式なども違つてこよう。その証拠として、ここで問題にしている神嘗祭使の発遣儀があげられる。『九條年中行事』『西宮記』『北山抄』『江家次第』の発遣儀に見えるとおり、王と中臣・忌部は別々の所で別個の人物を対象に所作を行つてゐる。王は太政官人たる公卿を前に、中臣・忌部は天皇をして所作を行つており、幣物も国家の財布たる大藏と、天皇の私財たる内蔵の両方から出されてい

ることがあげられる。このようなことから天平二年格も対象が明記されていないが、運用上太政官人、すなわち王にのみ適用されており、神祇官人たる中臣・忌部・ト部の三氏には適用されなかつたのである。また、反対に天平宝字元年格は神祇官人にのみ適用され、太政官人たる王には適用されていなかつたのである。なお、忌部・ト部両氏も神祇官人でありながら、この天平宝字元年格に抵触しないかであるが、これは「宣命」を御神前で奏上するのが神嘗祭への使者であり、他の役目で差遣されるものは「神嘗祭使」ではないと考えることができる。従つて、前出、

凡神嘗祭幣帛使、取_二王五位已上ト食者_一充之、其年中四度使祭主供之、若有レ故者、取_二官并諸司官人、及散位中臣氏五位已上_一充之、五位已上有故障者、六位亦得、齋王初參之時、必用五位已上、

のような条文が存在し得たのである。

では、何故王・中臣・忌部・ト部が神嘗祭使を奉仕したかであるが、伊勢神宮は皇祖天照大神を奉斎している所である。そのような宮を国家祭祀上対象としないわけがなく、天皇祭祀の対象にもなる、といつた二面性を有することになる。従つて、国家としては使者として天皇縁の王を選ぶのが妥当であつたろうし、天皇としては神代の昔から仕えてきた中臣・忌部両氏を使員に選ぶのが妥当であつたのだろう。そして、同じ国家祭祀でありながら恒例祭の内、神嘗祭のみ王・中臣・忌部・ト部の構成をとつたかであるが、神嘗祭は伊勢神宮の祭祀の内、最大・最重要な祭祀である。朝廷はそのような神嘗祭に奉幣使を差遣するため、特に発遣儀を行うのである。それに引き替え、祈年・両度月次祭は数多ある対象社の内の二宮であり、祈年祭などは奉幣使が来なければ、伊勢神宮では祭祀が行われないことがあつたほどである。従つて、神嘗祭は特に王・中臣・忌部・ト部の四氏を以て、差遣したのである。

次に天平二年格、神祇令所載條の二条を検証する。この二条は伊勢神宮への奉幣使は常祀・臨時を問わず、ト定された五位以上の者を遣わすよう定めるものであるが、周知のとおり、養老律令は養老二（七一八）年に撰上されていながら、施行されたのは天平宝字元（七五七）年である。撰上から施行まで四十年あまりの期間があり、この間に天

平二（七三〇）年の格が出されている。このことを念頭に置いて両条を見比べると、神祇令の規定のうち、伊勢神宮に関するところを抽出したものが天平二年格と考えられる。このことをはじめ神宮奉幣使五位以上者任用規定について、瀧川政次郎著『律令における太神宮⁽³⁾』では、『大宝令』までは確實に遡れ、『飛鳥淨御原令』まで遡り得るとされている。梅田義彦著『神祇制度史の基礎的研究⁽⁴⁾』では、『大宝令』『養老令』とともに常祀の神宮奉幣使五位以上者任用規定は当初なく、天平二（七三〇）年の格が出されて後、『養老令』が改訂され、施行されたとされている。直木孝次郎著『日本古代の氏族と天皇⁽⁵⁾』では、『養老令』編纂時に神宮奉幣使の常祀五位以上者任用規定が付されたが、施行が遅れたため、天平一（七三〇）年の格を出したとされている。そして熊谷保孝氏はこれらと趣を異にした説を『古代日本の神祇と政治⁽⁶⁾』で述べられている。その説は中臣氏が忌部氏を排斥するために同族である藤原氏の、時の権勢にたのみ五位以上者任用規定を出した。あるいは藤原氏が中臣氏を優遇せんがために出したとされており、その根拠として当時の中臣・忌部両氏の五位以上者の人数を確認されている。三氏とも神宮奉幣使五位以上者任用規定の発生理由については明確に断言しておらず、私も明確にできずにある。発生理由を明らかにすることができないといふことは、天平二年格・神祇令常祀条をどのように解釈し、適用すればいいのか正確なところが解らないことになる。従つて文面と史実の事象のみをおうことになるが、式や儀式書などで、「五位以上」についてふれているものは、前出I II IIIと『儀式』、

前四日、外記録「王氏五位已上四人歎名」封レ之、令下「神祇官一ト上、不須、神祇官ト畢、注「合否」進、外記執レ之、於「大臣前」、開レ封令レ覽、
『北山抄』、

前四日、外記録「王氏五位已上四人」、令「神祇官トレ之。五世者不預。覽二上、仰レ之。五世者不預。」
の五条がある。いざれも天平二年格『神祇令』より明らかに後に成立した書であるが、「五位已上」が修飾している

のは「王」のみであつて、中臣・忌部にはかかるつていない。その上『神祇官年中行事』には「使王。外記 中臣。勤之 忌部。氏長ト部。内宮主使差文。」とあつて、王の割注「外記如此」は前二書「外記録王氏五位已上云々」と合致し、王については五位以上者任用規定が適用されているが、中臣・忌部両氏についてはI II III『儀式』『北山抄』において「五位已上」の修飾対象となつておらず、「神祇官年中行事」においても中臣は祭主、忌部は氏長が奉仕すると明記されて、いるように、神嘗祭使はト定された五位以上の王一人、祭主の職にある中臣一人、忌部の氏長、内宮主の職にあるト部が勤めることになつてゐたのである。ここで問題になるのが天平二年格が何故王にのみ適用され得るかであるが、前述の通り、王は国家の使者、中臣・忌部・ト部は天皇の使者である。よつて「ト定された五位以上」といつた律令的規則は王のみに適用され、中臣・忌部・ト部たればよしとしたのである。

以上のことから神嘗祭使は国家の使者たる王、天皇の使者たる中臣・忌部、途次の祓をするト部によつて神嘗祭

〔奉幣使団〕として構成されてゐたと言える。

第二節 「祈年・兩度月次祭使」の構成

次にこの節では祈年・兩度月次祭使の構成について考察したい。

祈年・兩度月次祭使については、『神祇官年中行事』にそれぞれ、

祈年祭条

四日祈年祭也。諸社幣料請奏。長官以下官人等加署。署社催「長官印」下「加判行。奉行忌部書」進之一。當日官人着「座出居」。御巫子廻「見幣物案」。詔戸師申「詔戸」。諸社神馬廿二匹。左馬賛十一疋諸社司二疋可請取右馬賛十一疋諸社司二疋可請取之處。近代

本官年預請「取之一」。伊勢使祭主勤之。出居官人事。諸司被用事

六月月次祭条

十一日月次祭。使祭主出居官人等。次第同「祈年祭」。神今食。上卿參木。弁少納言。參「本官」行之。内宮主參

勤之。 (略)

十一日以祭^{祭主隆}_{世朝臣}伊勢使祭主諸社幣。

社司參
官臺之

十二月月次祭条

十日今日月次祭也。使祭主出居。本官官人。次第如「六月」。

とあり、祭主中臣がこれら三祭の使者を勤めていることがわかる。また、前出『延喜式』伊勢太神宮式の、

凡神嘗祭幣帛使、取「王五位已上ト食者」充之、其年中四度使祭主供之、若有レ故者、取「官并諸司官人、及散位中臣氏五位已上」充之、五位已上有故障者、六位亦得、齋王初鑿之時、必用五位已上、

と、神嘗祭を含め「其年中四度使」を祭主中臣が勤めることで一致する。そして、このことは他書においても確認することができる。『止由氣宮儀式帳』の祈年祭条に「使中臣東方石疊跪侍」とあり、六月十二月月次祭条にそれぞれ、

六月月次祭

六月月次幣帛使參入、幣帛奉進時行事二月月次幣帛進奉時同行事。

十二月月次祭

十二月祭供奉行事、同レ與「六月祭行事」。月次幣帛使參入、幣帛進奉行事、同レ與「月祈年使參入時行事」。

とあることから、祈年・兩度月次祭には祭主中臣が差遣されていたことがわかる。そして『止由氣宮儀式帳』と対をなす『皇太神宮儀式帳』の祈年・兩度月次祭条には「幣帛使」としか記されていないが、両宮ともに同次第、同じ使者が差遣されるのが習わしであつたことから、皇大神宮にも祭主中臣が参向したことになる。その後も、『延喜式』六月十二月月次祭条の「使中臣」「皇太神宮年中行事」祈年祭・六月十二月月次祭条の「祭主」の記載、及び『氏經神事記』などの差遣例から、中臣が差遣され続けていたことがわかる。

このように延暦年間から寛正年間頃まで一貫していることから、祈年・兩度月次祭使は祭主中臣のみで勤仕されて

いたと考えて間違いない。

では、何故神嘗祭と異なり祈年・両度月次祭の奉幣使は祭主中臣のみなのであろうか。このことについて少し考察しておきたい。

『延暦両宮儀式帳』『延喜式』『皇太神宮年中行事』から、伊勢神宮における祈年・両度月次祭は同じ式次第で行われている」とがわかり、「儀式」「神祇官年中行事」から、朝廷における祭祀も同じ式次第であつたことがわかる。

ここでは、祈年祭の朝廷における式次第を「儀式」にみてみると、

前レ祭十五日、月次五日、(略)其日卯四刻、月次卯一刻、十所司辨^二備庶事^一、神祇官陳^一幣物於齋院^一、京職貢^一白鶲^一、近江國豚^{一頭}、月次不貢鶏^一豚^一次神祇官人率^二御巫等^一、入レ自^二中門^一、就^二西舍座^一、東面北上、大臣以下入レ自^二集^一、大臣在西掖、東面、參議以上在東掖、西面、著紫^一五位以上外記申^二庶事辨畢之狀^一、共起就^二北舍座^一、大北門^一、就^二門内座^一、在門外東掖、西面、外記率史生召使等在西掖、東面重行、其大臣用北口、參議以上東砌^一諸王西砌、大臣喚^二召使^一、二聲、召使稱唯、進立^二舍前^一、大臣南面、參議以上西面、照心東面、並北上、大臣宣^二入止宣遍、召使稱唯、出命云、式部乎刀禰奉^一入止宣^一、輔稱唯、率^二群官^一入レ自^二南門^一、就^二南舍座^一、北面東上、御巫降就^二西舍前庭座^一、左右馬寮各牽^二御馬^一、廿一疋、十疋立^二南舍東頭^一、右各二足、神祇官掌^一人率^二祝部等^一、入レ自^二南門^一、立^二西舍南頭^一、神祇官人降就^二舍前座^一、大臣以下及諸司共降就^二舍前座^一、中臣進就^二庭座^一、讀^二祝詞^一、每^二一段了^一、祝部稱唯、讀訖中臣退出、神祇官拍^レ手兩段、次大臣以下・五位以上・次諸司主典以上、次祝部、並不^二稱唯^一、然後皆復^二本座^一、伯命^レ史、奉^レ班^二幣帛^一、史二人共稱唯、各取^レ札分立^二案西頭^一、東向、忌部二人率^二神部二人^一、進來^レ案立監^二頒^レ幣事^一、史以^レ次唱^二御巫及諸神部^一、各稱唯、神部執^レ幣領^レ之、太神宮幣帛者差使進之^一、史復^二本座^一、申^二頒^レ幣畢^一、伯命云、縱、史共稱唯、訖大臣以下以^レ次退出

と記載されている。この条文をみていくと、式場は神嘗祭と異なり神祇官齋院となつており、神祇官人・諸国祝部・

大臣以下諸王・五位以上・諸司主典以上がこれに参加しており、天皇の行幸はない。また、『延喜式』四時祭式によると、幣物も神嘗祭のように内藏からは一切出ず、神祇官からのみで両宮にそれぞれ幣物に馬一匹が加えられているのみである。中心的役割を担うのも神嘗祭の公卿・大納言・舍人らのような太政官人ではなく、中臣・忌部・祝部らのような神祇官人である。このようなことから、祈年祭は神祇官齋院を式場とする神祇官の祭祀であることが見て取れ、このことから同儀であつた兩度月次祭も含め、神嘗祭のように太政官人である王は差遣されず、神祇官人だけが差遣されることになったものと考えられる。とすれば、神嘗祭使から王を抜いた中臣・忌部・ト部の三氏が差遣されてもよさそうだが、ここで前出天平宝字元（七五七）年、

乙未、始制、伊勢大神宮幣帛使、自レ今以後、差_一中臣朝臣_一。不_レ得_レ用_一他姓人_一。

の制によつて、神祇官人であつても忌部・ト部両氏は除外され、中臣氏だけとなり、なかでも朝廷において伊勢神宮のことを司つていた「祭主」が差遣されたのである。

第三章 臨時奉幣使

第一節 「臨時奉幣使」の構成

この章では臨時奉幣使について考察していきたい。伊勢神宮への臨時奉幣使と言うと、誰しも先づ初めに公卿勅使を想起することと思うが、公卿勅使以外の臨時奉幣使から考察していきたい。

では例によつて臨時奉幣使に関する規定を探すと、前出『神祇令』、

IV 凡常祀之外、須下向_二諸社一供中幣帛上者、皆取_一五位已_一上ト食_{謂書曰}、必先墨畫龜、然後灼之、兆順食墨、是爲ト食、釋云、尚

宛、唯伊勢神宮、常祀亦同、_{朱云、未知、當祀祭日、}必皆差使不、答也、

『延喜式』伊勢太神宮式

V 凡臨時幣帛使者給レ禄、四位絹十二疋、從者五位十疋、八疋六位已下中臣忌部各六疋、六疋六位已下ト部准二神嘗祭一、祇承國司同レ上、

の二条が見受けられた。IVは前述の通り、伊勢神宮に関しては常祀・臨時を問わず五位以上のト食者を差遣するよう定めたもので、Vの四位または五位に奉幣使勤仕の禄を授けているのに一致する。そしてこの二条を見る限り、伊勢神宮への臨時奉幣使は四位または五位のト食者に神祇官中臣・忌部・ト部をつけて差遣している。

しかし『神祇官年中行事』には「臨時伊勢奉幣。使々如レ例」「凡伊勢幣使王。毎度ト合之」とあり、『西宮記』臨時奉幣条『江家次第』於神祇官被立奉幣使儀条では「伊勢使」としてト食の王に宣命を授けており、かつ『江家次第』では中臣・忌部・ト部も「伊勢使」としてあげている。この三書においては共通点として「ト定された王」を使者として差遣しており、また『江家次第』より中臣・忌部・ト部も差遣していることがわかる。そしてこの人員構成はIV Vの規定を充足している。従って、伊勢臨時奉幣使は神嘗祭使と同様の構成であつたと言えなくもないが、Vと同じ『延喜式』には前述のように、

凡神嘗幣帛使者給レ祿、四位王絹十二疋、從者五位王十疋、八疋六位中臣忌部並准レ此、 六位以下中臣忌部各八疋、從者六位已下ト部四疋從者二疋、若ト部帶職事者加二疋、 初位已下三疋、從者一疋

とあり、こちらでは神嘗祭使として四位または五位の「王」と明記されている。これに対し、Vでは四位または五位とあるだけで、「王」とは制限していない。同書の内で表記が異なると言ふことは「王」の字を書写し忘れたとは考えにくいことから、臨時奉幣使と神嘗祭とでは何らかの相異があつたと考えるのが至当であろう。

その事を念頭に置きながら『西宮記』臨時奉幣条を見直すと、

VI 上卿奉レ勅着レ陣。仰レ辨召一陰陽寮一令レ勘二日時一、仰二外記一令レ進二例文硯等一。例文置上卿前。入歷名侍。參議依二上從補任等。硯置參議座。

例文置上卿前。入歷名侍。參議依二上從補任等。硯置參議座。

卿示一書レ之。無參議者、辨書之。伊勢使畠所不書。依ト食、賀茂宰相中納言行事時、賀茂使畠者、行事爲使。松尾・平野宰相關時、以殿上四位爲使。公卿爲
と記されており、割注「或中納言・參議向伊勢也。」より、伊勢神宮に関しては王ではなく、中納言または參議が
差遣されることがあり得、同書「十一日、奉幣〔伊勢例幣〕」条に「其臨時奉幣大神儀、亦同レ此。」とある」と
から、臨時奉幣條の本文「召二王大夫給二宣命」が「召二使中納言給二宣命」または「召二使參議給二宣命」
ともなり得、伊勢臨時奉幣使の人員構成として、王または四位五位のト食者・中臣・忌部・ト部と範囲が広がること
になり、Vには「王」の制限が付されなかつたのだと考えられる。

では事実そうであったのかを差遣事例に確認しようと思ふ。ここで小松（藤森）馨「神宮奉幣使考」⁽⁷⁾「平安時代中期に於ける神宮奉幣使の展開—公卿勅使制度成立に関する試論」⁽⁸⁾両論文に国史・古記録より作成した差遣例の一覧表があるので、前者の一覧表を表一、後者の一覧表を表二として卷末に載せ、参照させていただく。なお、表一と表二で食い違いが多数見受けられるが、参考文献の違ひなどによるものと思い、職・位階の異同は特に考慮しないこと
にする。

さて表一によると、慶雲元年から天慶八年の間臨時奉幣は五十七回、うち「伊勢勅使部類記」に記載のあるものは
十一回（④⑧⑨⑫⑬⑭⑮㉖㉗）である。そして表一表二ともに『伊勢勅使部類記』と重ならない臨時奉幣使は、
基本的に、前述の通り王または四位五位の者、中臣・忌部の構成をしている。尚、構成要件を満たさない当初のものは、まだ制度確立前であるものと思われ、またト部の勤仕例が一度も見受けられないのは、ト部が国史・古記録に記
されるような位階にいなかつたためと思われるが、實際にはト部も差遣されていたものと考えることができる。

以上のことから、伊勢臨時奉幣使は原則として、王または四位五位のト食者・中臣・忌部・ト部の人員構成をして
いたと考えられる。なお、この構成要件を充たさないものは、「臨時」であるがため、時の情勢を強く受けていたた
めと思われる。

第二節 「伊勢公卿勅使」の構成

前節の臨時奉幣使に続き、この節では公卿勅使について考察していきたい。

さて、公卿勅使と言えば皇室・国家の重大時などに際して、特に公卿の身分にある者を伊勢神宮などに差遣し、祈願・祈謝などをする使者を言い、その構成は公卿・王・中臣・忌部・ト部であるとするのが通説である。この説について私なりに確かめていきたい。

公卿勅使といえど、臨時奉幣使の内であるから、前節で考察した臨時奉幣使の構成、王または四位五位のト食者・中臣・忌部・ト部で構成されるとする原則は適用されると思われるが、それでは通説と食い違いが生じてしまう。ではどうであつたかと公卿勅使に関する規定を例によつて探したが、見付けることができなかつた。従つて儀式書などの記載に頼ることになつてしまふのだが、公卿勅使については『西宮記』『江家次第』に比較的詳細に記述されている。両書ともほぼ記載内容については一致するが、両書において公卿勅使の発遣儀・途次の次第は、

当日早旦上卿が内記より宣命の草案を受け、目をとうしたのち弓場殿に行き、藏人を通じ天皇に文案の裁可を仰ぐ。その後陣に戻り内記に清書するよう命ずる。次いで上卿は外記を呼び、使者にト定された王が誰であるか確認し、ト定された王に使者を命ずる。次いで清書された宣命を内記より受け、目を通したのち弓場殿に行き藏人に託し陣に戻る。次いで使者を仰せつかつてゐる公卿が天皇に召され宣命を授かり、「能久申進札」「宣命讀了、於「神前」可レ焼レ之」」の勅語を賜る。もしここで「宣命讀了、於「神前」可レ焼レ之」」の勅語がなければ、殿上に退出した後、藏人を通じ「可レ燒歟、將可「返上」歟」と尋ねることになつてゐた。そして陣に行き上卿とともに八省院に赴き（行幸ある時は天皇に供奉して）発遣儀に臨む。その八省院の儀は神嘗祭の発遣儀とほぼ同様だが、王と公卿が置き換わり、八省院参入の時から公卿と上卿はともにあり、ともに東廊座に移動し、宣命の授受を行い、上卿は昭慶門の座に戻り、公卿は東福門から退出することが重要な相違点である。公卿は宣命を

二書所持することになるが、東福門外で中臣・忌部・ト部、そして陣で使者を仰せつかつた王と合流し、中臣に上卿より授かつた宣命を受け、天皇から授かつた宣命は自ら所持する。その後公卿は装束を衣冠に改め、馬で白河まで行き、先に来ていた他の使者とともにト部の祓を受け、會坂関・勢多駅と進み、ここで近江国の祇承と合流、ともに野洲河まで進みここでト部の祓、甲賀駅まで進み一泊。翌日沐浴・祓の後出発。外白河にいたりて祓。さらに進み山中にて伊勢国祇承と合流。近江国祇承と別れ、鈴鹿駿まで至り一泊。翌日沐浴・祓の後出発。鈴鹿川・二見・安濃川・三瀬・雲出川を越え、壹志駅にいたりて一泊。翌日沐浴・祓の後出発。下見橋にいたりて伊勢國祇承と別れ、楠田川を渡り、ここで參來した伊勢神宮の檢非違使と合流、多気川で祓をし、離宮にいたり装束を束帯に改め、宮司先行し宮川を渡り祓。豊受宮の第一鳥居にいたり忌部外宮の幣帛・神宝等を取り出して神部に持たせ忌部付き添う。第二鳥居にいたり塩湯と大麻で祓。御與宿の前に列立し、内人が置いた高机の上に忌部幣帛・神宝を置き、禰宜幣帛・神宝の数を確認する。使者以下手水をとり、中臣は木綿襪・巾子を受け取り、忌部は木綿襪・太纏を受け取り、宮司・禰宜等玉串を受け取り、列をなして第三鳥居に入り、第二御門外に幣帛の案を置き忌部祇候する。禰宜たちは第三御門の内西脇の石壺の座に着き、中臣進み出て宣命を読みて座に戻る。次に宮司・禰宜等の持つ玉串を御門の脇にたてる。次に御殿を開けて幣帛・神宝を納め、この間に公卿は宣命を奏上する。次いで使以下次第に退出し高宮に参り拝礼、直会所に行き直会を執り行う。次いで皇大神宮に参り、御裳濯河で祓、第一鳥居で剣をはずし、第二鳥居で塩湯・大麻で祓をする。のち豊受宮の如く行い、公卿宣命を奏上し、神前では是を焼く。次いで荒祭宮に参り、獅子形等を奉納し拝礼、直会所で直会を行う。翌日から往路を逆にたどり入洛、帰京したことを奉告する。

となつてゐる。このように『西宮記』『江家次第』によれば、公卿勅使の人員構成は公卿・王・中臣・忌部・ト部であり、『豐受皇太神宮年中行事今式』公卿勅使条に、

次ニ忌部取り二木綿鬘ヲ、又取テ二木綿纏ヲ取ニ懸テ弱肩ニ就テ二幣帛ノ高案ニ一併立ス、次ニ宮司取り二木綿鬘ヲ、又取テ二太玉串ヲ直ニ往テ而併下立シテ於三ノ鳥居ト與ノ二石壇^{イシツ}之中間ノ南頬ニ上北面ス、中古此時公卿中臣王從座次列立于宮司上北面東上、以事之不一レ宣依古儀改レ之、」の割注に中

以事之不宣依古儀改之、

とあり、「中古此時公卿中臣王從」座次二列二立于宮司上北面東上、以事之不一レ宣依古儀改レ之、」の割注に中古の時代、つまり平安時代には公卿・王・中臣が參同していたことがうかがえ、『西宮記』「江家次第」と時代・内容共に一致する。ではこのことを表一表二の『伊勢勅使部類記』と重なるところと比較し、差遣例に確認すると、一致しないものがある。

一致しないものの例を挙げると、表一¹⁴文室淨三・藤原黒麻呂・中臣毛人・忌部皆麻呂では、王ではなく藤原黒麻呂が任じられている。藤原黒麻呂は藤原武智麻呂の孫であり、藤原武智麻呂は藤原不比等を父にもち、藤原鎌足を祖父にもつ生粹の中臣氏であり、血統的に皇室とは何ら関係がない。表一¹⁸紀古佐美・大中臣諸魚・忌部人上では王がない。表一²⁶直世王・大中臣笠作・忌部では、直世王の位階が參議左大弁從四位で、使公卿と王を兼ねてしているように思えるなど、通説及び『西宮記』『江家次第』の記載と一致しない例がある。なお表一²⁴藤原懷平・藤原資平・王・中臣・忌部の構成は公卿にあたるもののが二人いるが、VIの割注に「公卿爲使者、爲次官。」とあり、この文は文脈から「公卿が使者を勤める場合、次官を副える。」の意味であろうから、表一²⁴はこの規定が準用されたものと考えられる。

では何故公卿・王・中臣・忌部・ト部の構成と一致しない奉幣使を『伊勢勅使部類記』は公卿勅使として記載しており、伊勢公卿勅使は公卿・王・中臣・忌部・ト部で構成されると一般に言われているのであろうか。それは、小松（藤森）氏が「平安時代中期に於ける神宮奉幣使の展開——公卿勅使制度成立に關する試論——」で、公卿勅使は「寛平六年に創始された」と論じられる根拠となつた神宮奉幣使人員構成の変革以後に記された『西宮記』『江家次第』に、

公卿勅使の人員構成が「公卿・王・中臣・忌部・ト部」と明確に読みとれること。変革以前も通説に似た人員構成をしていることなどから、公卿勅使は「公卿・王・中臣・忌部・ト部」で構成されるとする説が通説になったと思われる。そして、「伊勢勅使部類記」は、神宮奉幣使の中に「公卿」が含まれていれば、無条件に公卿勅使として記載したと考えれば、通説と「伊勢勅使部類記」の食い違いに説明が付くことになる。

いずれにしても、現時点において天平十年以降、公卿が差遣されている事例からは一貫した規定の存在を見いだすことができない。しかし、ここで敢えて推測を言わせていただければ、表一表二の寛平六年以前の差遣事例は、前節で考察した臨時奉幣使の構成によつたものが多数見受けられるので、現在一般に「公卿勅使」と呼び慣わしているものは、小松（藤森）氏の言うように寛平六年以降の公卿勤仕の神宮臨時奉幣使であり、寛平六年以前の公卿勤仕の神宮奉幣使は、通常の臨時奉幣使ではなかつたかと思われる。

総論として

これまで、第一章第一節で国史における神宮鎮座時期を確認。第二節で神宮奉幣使の文献上の初見記事を検証し、神宮奉幣使の歴史を概観。第二章では神祇令・延喜式・西宮記・北山抄・江家次第・延暦両宮儀式帳・神祇官年中行事などを検証し、第一節で神嘗祭への奉幣使構成。第二節で祈年・両度月次祭への奉幣使構成を考察した。第三章では引き続き、第一節で通常の臨時奉幣使構成。第二節で伊勢公卿勅使の構成を考察してきた。この中で、実際の差遣事例は小松（藤森）氏の論文をそのまま使用させていただいたので、実際の私の考察としては規定上の「神宮奉幣使」考察にとどまつてしまつたが、結果として以下のように結論づけられる。

一、神嘗祭へは王・中臣・忌部・ト部で構成される「奉幣使団」が差遣される。

二、両度月次祭・祈年祭へは祭主中臣が差遣される。

三、臨時奉幣は、王または四位五位のト食者・中臣・忌部・ト部で構成される「奉幣使團」が差遣される。

四、特に重要な臨時奉幣は三の他に、公卿一人が共に差遣される。(所謂公卿勅使)

五、一～四に共通して、王は五位以上のト食者が差遣される。

以上五点にまとめられる。しかし、三については表一表二の差遣事例から「王・中臣・忌部・ト部」と言つても差し支えないと考へる。また、このようない制度に落ち着いたのは、律令制度が確立されたとされる、天武・持統朝以降のことと思われる。しかし、臨時奉幣使については、原則に沿おうとしながらも、時の情勢を強く受けていたものと推測される。

では、それ以前はと言ふと、『日本書紀』持統天皇六(六九二)年十一月二十四日条、

甲申、遣二大夫等一、奉二新羅調於五社、伊勢・住吉・紀伊・大倭・菟名足一。

『日本書紀』持統天皇六(六九二)年五月二十三日、二十六日条、

丁亥、遣二淨廣肆難波王等一、鎮二祭藤原宮地一。庚寅、遣二使者一、奉二幣于四所、伊勢・大倭・住吉・紀伊太
神一。告以二新宮一。

に「大夫等」「淨廣肆難波王等」と「五位以上」に相当するような者が差遣されているのがみえることから、一定の基準があつたようにも思われる。しかし、天武・持統朝以前は『日本書紀』に見えるように、国家制度を確立しようとしていた過渡期であり、神宮奉幣使についても制度の過渡期であつたろうと推測される。ただ、『日本書紀』上差遣事例が見あたらないことから、「奉幣」制度そのものの創出期であつたかもしれない。

註

- (1) 例えば直木孝次郎「律令制と伊勢神宮—瀧川政次郎氏の批判に答え—」(『史學雜誌』第七十一編四号、昭和三十七年)、同氏「日本古代の氏族と天皇」(昭和三十九年、培書房)、大西源一『大神宮史要』(昭和三十五年、平凡社)九〇十四頁および三十四—三十六頁、岡田精司『古代祭祀の史的研究』(平成四年、培書房)などがある。
- (2) 『神宮年表』では「朱鳥七年」となっているが「皇紀一三五二年」と付されており、これは西暦六九一年である。また『日本書紀』朱鳥七年には同様の記事はなく、西暦六九一年にあたる朱鳥六年の十二月二十四日条に該当する記事があることから、『神宮年表』の「朱鳥七年」は「朱鳥六年」の誤りであると考えられる。
- (3) 瀧川政次郎「律令における太神宮」(『神道史研究』第九卷四号、昭和三十六年)。
- (4) 梅田義彦「神祇制度史の基礎的研究」(昭和三十九年、吉川弘文館)一九一—一九二頁。
- (5) 直木孝次郎「日本古代の氏族と天皇」(昭和三十九年、培書房)。
- (6) 熊谷保孝「古代日本の神祇と政治」(昭和五十二年、日東館出版)。
- (7) 小松馨「神宮奉幣使考」(『大倉山論集』第十九輯、昭和六十一年)三四六—三五三頁。
- (8) 小松馨「平安時代中期に於ける神宮奉幣使の展開—公卿勅使制度成立に関する試論—」(『大倉山論集』第二十三輯、昭和六十三年)一八四—一八七頁。

表一（小松△藤森▽馨氏「神宮奉幣使考」より抜粋）

(1)慶雲元・1・18	忌部子首（従五位上）	臨時	
(2)和銅元・1・10	犬上王（宮内卿正四位下）	臨時	
(3)養老5・9・11	中臣東人（従五位下）、忌部皆麻呂（大初位）、中臣古麻呂（無位）	例幣	臨時
(4)天平10・5・24	橘諸兄（正三位右大臣）、中臣名代（神祇伯従四位下）、紀宇美	臨時	
	（右少弁従五位下）、高麥太（陰陽頭従五位下）		
(5)天平12・9・11	三原王（治部卿従四位下）		
(6)天平12・11・3	大井王（少納言従五位下）・中臣・忌部	臨時	
(7)天平17・6・4	佐伯淨麻呂（左衛士督従四位下）	臨時	
(8)勝宝元・4・5	紀麻呂（民部卿正四位上）・中臣益人（神祇大副従五位上）忌	臨時	
	部鳥麻呂（神祇少副従五位下）		
(9)勝宝3・4・4	石川年足（參議左中弁従四位上）		
(10)勝宝7・11・2	厚見王（少納言従五位下）	臨時	
(11)勝宝8・5・2	大伴古麻呂（左大弁従四位上）、中臣・忌部	臨時	
(12)宝字2・8・19	池田王（摠津大夫従三位）、河内王（左大舎人頭従五位下）中 臣池守（従八位下）、忌部人成（大初位上）	臨時	
(13)宝字3・10・15	巨勢闇麻呂（式部卿従三位）、中臣毛人（神祇大副従五位下） 忌部些麻呂（神祇少副従五位下）	臨時	
(14)宝字6・11・3	文室淨三（御史大夫正三位）、藤原黒麻呂（左勇士佐従五位下）、臨時		

中臣毛人（神祇大副從五位下）、忌部皆麻呂（神祇少副從五位下）

⑯ 宝字 8 · 9 · 13

荻田王（正親正從五位下）、中臣竹成（少主鈴）・鴨田嶋人

⑯ 神護 3 · 2 · 16

掃守王（大炊頭從五位下）、藤原雄田麻呂（左中弁從四位下）

⑰ 宝龜元 8 · 1

藤原繼繩（參議從四位下）、大中臣宿奈麻呂（左京少進正六位上）

⑱ 延暦 10 · 8 · 14

紀古佐美（參議左大弁正四位上）、大中臣諸魚（參議神祇伯從

⑲ 延暦 13 · 1 · 7

四位下）、忌部人上（神祇少副外從五位下）

⑳ 延暦 18 · 5 · 28

大中臣弟枚（神祇大祐正六位上）

㉑ 延暦 18 · 9 · 3

中臣王（侍從從四位下）、藤原乙叡（參議正四位下）

㉒ 延暦 25 · 4 · 15

佐伯王（右兵庫頭從五位下）、百濟王（左衛士佐從五位下）

㉓ 大同元 11 · 20

藤原真夏（近衛中將從四位下）

㉔ 弘仁元 7 · 30

藤原冬嗣（左大弁從四位上）

㉕ 天長 4 · 2 · 26

清原夏野（中納言從三位）、藤原淨本（大舍人頭從四位上）

㉖ 天長 4 · 4 · 5

直世王（參議左大弁從四位上）、大中臣笠作（從五位下）、忌部

㉗ 天長 5 · 2 · 25

三繼王（從五位下）、中臣天品（神祇大祐正六位上）、斎部友主

（神祇少史正八位上）

㉘ 天長 10 · 4 · 7

楠野王（内匠頭正五位下）

㉙ 承和 3 · 9 · 11

岡野王（左兵庫頭從五位上）

㉚ 承和 4 · 3 · 23

楠野王（内匠頭正五位下）

例幣

臨時

監送

臨時

奉迎使

斎王交代奉告

臨時

斎王交代

例幣

臨時

③①	承和 5	10	4	岡野王（左兵庫頭從五位下）	臨時
③②	承和 6	12	2	文室秋津（參議從四位上）	臨時
③③	承和 9	9	11	雄豐王（從五位下）、大中臣儀守（神祇少副從五位下）	臨時
③④	承和 12	7	27	長田王（民部大輔正五位下）	臨時
③⑤	嘉祥 2	9	7	文室助雄（左少弁從五位上）	例幣
③⑥	嘉祥 3	5	2	嶋江王（侍從從五位下）、文室助雄（左少弁從五位下）、百濟王	臨時
忠岑				忠岑（中務少丞正六位上）、多湊（内舍人正六位上）、清瀧岑	遷宮神宝
				（從八位上）	
③⑦	嘉祥 3	6	22	利見王（從五位下）、中臣禪守（神祇少祐正六位上）	臨時
③⑧	嘉祥 3	8	8	楠野王（正五位下）、中臣禪守（神祇少祐正六位上）	臨時
③⑨	嘉祥 3	9	11	鎌藏王（少納言從五位上）、中臣壹志（内藏頭從五位下）	例幣
④①	嘉祥 3	9	26	嶋江王（侍從從五位下）	臨時
④①	仁寿 2	8	1	鎌藏王	臨時
④②	仁寿 2	9	7	安倍安仁（中納言正三位）、橘海雄（右中弁從五位上）	監送使
④③	仁寿 3	4	10	嶋江王（從五位下）、中臣逸志（神祇大副兼内藏頭從五位上）	臨時
④④	天安 2	9	26	大中臣良人（正六位上）	奉迎使
④⑤	天安 2	10	8	内宗王（從五位下）、丹墀比貞岑（左少弁從五位下）	斎王帰京
④⑥	天安 2	11	1	房世王（從四位下）、中臣逸志（神祇大副兼内藏頭從五位上）	臨時
④⑦	貞觀元	10	28	並山王（從五位上）	斎王交代報告

(48) 貞觀	元	10	28	嶋江王（大舍人頭從五位上）、大中臣豐雄（正六位上）	例幣
(49) 貞觀	4	11	11	末良王（從五位下）	臨時
(50) 貞觀	5	12	6	内宗王（從五位上）、大中臣直主（從五位上）、忌部木上（從五位下）	臨時
(51) 貞觀	7	9	11	岑行王（從五位下）、中臣逸志（神祇伯從四位下）	例幣
(52) 貞觀	8	7	6	磯江王（大舍人頭從五位上）、大中臣豐雄（神祇大副從五位下）、臨時	臨時
(53) 貞觀	10	9	7	藤原千乘（右少弁）、刑部真鯨（左大史）	遷宮神宝
(54) 貞觀	10	9	11	久須繼王（少納言從五位上）、大中臣豐雄（神祇大副從五位下）	例幣
(55) 貞觀	11	6	7	磯江王（大舍人頭從五位上）、大中臣國雄（主殿權助從五位上）、臨時	臨時
				忌部伯江（神祇少祐從六位下）	
(56) 貞觀	11	12	14	弘道王（從五位下）、大中臣冬名（雅樂少充從六位上）、忌部伯	臨時
				江（神祇少祐從六位下）	
(57) 貞觀	12	9	8	源直（正五位下左中弁）、広階八釣（右大史正六位上）	神宝
(58) 貞觀	12	11	8	磯江王（大舍人頭從五位上）	臨時
(59) 貞觀	13	9	11	興我王（大監物從五位上）、大中臣常道（神祇大祐正六位上）	例幣
				忌部高善（神祇權大祐正六位上）	
(60) 貞觀	15	7	19	好風王（從五位下）、大中臣常道（神祇大祐正六位上）	臨時
(61) 貞觀	16	8	13	弘道王（玄蕃頭從五位下）	臨時

62	貞觀	16	・	12	・	5	真宗王	(從五位下)	臨時
63	貞觀	17	・	6	・	9	有佐王	(大舍人頭從四位下)	臨時
64	貞觀	18	・	5	・	3	棟貞王	(神祇伯從四位上)	臨時
65	貞觀	18	・	10	・	3	基棟王	(從四位上)、大中臣有本 (神祇大副從五位下)	臨時
66	貞觀	18	・	12	・	17	忠範王	(從四位上)、大中臣是直 (從五位下)	臨時
67	貞觀	19	・	3	・	1	弘宗王	(刑部大輔從五位上)、藤原保則 (右中弁從五位上)	臨時
68	元慶	2	・	8	・	24	棟貞王	(神祇伯從四位下)、大中臣伊度人 (從五位下木工助)	臨時
69	元慶	4	・	8	・	26	弘道王	(武藏權守從五位上)	臨時
70	元慶	5	・	9	・	10	興我王	(從五位上)、大中臣有本 (神祇副從五位上)	臨時
71	元慶	6	・	9	・	13	弘道王	(武藏權守從五位上)	奉迎使
72	元慶	7	・	7	・	13	棟貞王	(神祇伯從四位上)	例幣
73	元慶	8	・	4	・	10	棟貞王	(神祇伯從四位上)、大中臣常道 (神祇少副從五位下)	例幣
74	元慶	8	・	9	・	11	棟貞王	(神祇伯從四位上)、大中臣有本 (神祇大副從五位上)	例幣
75	仁和元	11	・	21	・		大中臣空雄	(從六位上)、判官一人、主典一人	遷宮
76	仁和	2	・	4	・	5	善世有友	(左大史正六位上)、史生二人、官掌二人	遷宮神宝
77	仁和	3	・	4	・	6	源是忠	(參議正四位下)、光孝天皇々子、後に親王に復す	月次
78	仁和	4	・	12	・	23	雅望王	(神祇伯)、大中臣時常(神祇大祐)、忌部祐雄(神祇少祐)	大神宮諸雜事記
79	寛平	3	・	6	・	15	大中臣時常		大神宮諸雜事記
80	寛平	3	・	8	・	5	王、大中臣安則	(神祇大祐)	大神宮諸雜事記

(81) 寛平	3 · 9 · 4	大中臣時常	(神祇少副)	西宮記				
(82) 昌泰元	· 12 · 21	王、中臣良臣力	(神祇大祐)	大神宮諸雜事記				
(83) 昌泰	2 · 9 · 8	大中臣安則	(神祇大副) · 忌部	西宮記				
(84) 延喜	7 · 12 · 5	中臣、忌部		西宮記				
(85) 延喜	16 · 6 · 11	大中臣安則、忌部		西宮記				
(86) 延喜	17 · 6 · 11	常澄王 (正親正)		符宣抄				
(87) 承平	6 · 12 · 11	忠望王 (神祇伯從四位上)、中臣、忌部		西宮記				
(88) 承平	7 · 12 · 11	王		西宮記				
(89) 天慶元	· 6 ·			西宮記				
(90) 天慶元	· 9 · 15	忠望王 (神祇伯從四位上)、大中臣奧生 (神祇大副從五位上)		西宮記				
(91) 天慶	2 · 6 · 11	忠望王 (神祇伯從四位上)	斎部春行 (從五位下)	臨時	月次	臨時	月次	臨時
(92) 天慶	4 · 9 · 11	忠望王 (神祇伯從四位上)、大中臣正直 (神祇少祐)、斎部春行 (神祇少副)		例幣	臨時	月次	臨時	月次
(93) 天慶	5 · 4 · 14	忠望王 (神祇伯從四位上)、大中臣賴基 (斎主)、斎部春行 (神祇少副)		本朝世紀	本朝世紀	本朝世紀	本朝世紀	本朝世紀
(94) 天慶	5 · 6 · 20	忠望王 (神祇伯從四位上)、大中臣賴行 (神祇大祐)、忌部春行 (神祇少副)		臨時	臨時	臨時	臨時	臨時
(95) 天慶	8 · 7 · 1	大中臣賴基 (神祇少副從五位上)		本朝世紀	本朝世紀	本朝世紀	本朝世紀	本朝世紀

表二（小松・藤森・馨氏「平安時代中期に於ける神宮奉幣使の展開—公卿勅使制度成立に関する試論」より抜粋）

(33)	(32)	(31)	(30)	(29)	(28)	(27)	(26)	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)
治曆 2 · 11 · 10	永承 7 · 11 · 14	康平元 8 · 4 · 28	康平 2 · 11 · 29	長曆 4 · 9 · 27	長曆 3 · 5 · 19	長曆 元 · 9 · 13	長元 4 · 8 · 25	長元 3 · 9 · 23	長和 4 · 9 · 14	寛弘 2 · 12 · 10	長德 3 · 4 · 22	天慶 3 · 1 · 12 · 21	仁和 3 · 4 · 6	承和 6 · 12 · 2	天長 4 · 4 · 5
藤原泰憲 (參議左大弁從三位) · 信清王 · 中臣 「諸雜事記」	源經成 (參議右衛門督從三位) · 致輔王 · 中臣 「諸雜事記」	藤原経季 (參議從三位) · 致輔王 · 中臣 「春記」 · 「諸雜事記」	藤原経任 (參議從三位) · 致通王 · 中臣 · 忌部 「諸雜事記」	藤原良賴 (參議右近衛權中將從三位) · 致通王 · 中臣 「小右記」 · 「左經記」	藤原良賴 (參議正四位下) · 行親卿記	源經頼 (參議右大弁正四位下) · 昭章王 · 中臣 · 忌部 「紀略」 · 「小右記」	源經頼 (參議右大弁正四位下) · 致通王 · 中臣 · 忌部 「紀略」 · 「左經記」	源經頼 (參議右大弁正四位下) · 致通王 · 中臣 · 忌部 「御堂」 · 「小右記」 · 「紀略」	藤原資平 (藏人頭左近衛權中將從三位) · 藤原行成 「紀略」 · 「小右記」	藤原資平 (藏人頭左近衛權中將從三位) · 藤原行成 「紀略」 · 「小右記」	源俊賢 (參議從四位上) · 氏瞻王「貞信公記抄」 · 「小右記」	源俊賢 (參議從四位上) · 氏瞻王「貞信公記抄」 · 「小右記」	源俊賢 (參議從四位上) · 氏瞻王「貞信公記抄」 · 「小右記」	源是忠 (參議正四位下)	直世王 (參議左大弁從四位上) · 大中臣 · 忌部「紀略」
參議左大弁近直世王、文室秋津 (參議從四位上右衛門督)	參議右衛門督文室秋津 (參議源是忠)	參議伴保平 (參議源俊賢)	參議伴保平 (參議源俊賢)	參議源俊賢 (參議右大弁行成)	參議右大弁行成 (參議源俊賢)	參議右大弁行成 (參議源俊賢)	參議右大弁行成 (參議源俊賢)	參議右大弁行成 (參議源俊賢)	參議右大弁行成 (參議源俊賢)	參議右大弁行成 (參議源俊賢)	參議右大弁行成 (參議源俊賢)	參議右大弁行成 (參議源俊賢)	參議右大弁行成 (參議源俊賢)	參議右大弁行成 (參議源俊賢)	